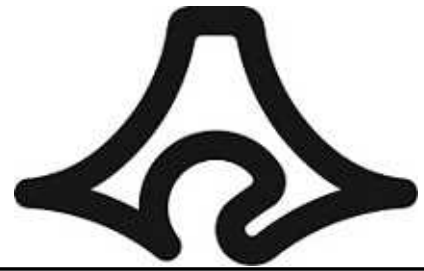


提 供 日 2025/07/30
タイトル 令和7年カムチャツカ半島付近の地震に伴う津波にか
かる災害救助法の適用について
担 当 危機管理部 危機対策課
連 絡 先 静岡県危機報道官
TEL 054-221-3594



県は、令和7年カムチャツカ半島付近の地震に伴う津波により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じていることから、以下の市町に災害救助法施行令第1条第1項第4号による災害救助法の適用を決定しました。

- 1 適用市町
下田市、東伊豆町、沼津市、伊東市、富士市、伊豆市、静岡市、磐田市
- 2 適用年月日
令和7年7月30日